# みえグリーンボンド フレームワーク

令和5年8月

三重県

# I みえグリーンボンドフレームワークの策定趣旨

# (1)三重県の概要とこれまでの環境問題への取組

三重県は、名古屋、大阪の2大都市圏にまたがり、東西文化の交わるところに位置し、南北に長く多彩な県土、豊かな自然の恵みを有しています。縦横に発達した街道交通の要衝として県内各地がにぎわい、人、情報、文化等の交流の場が形成され、それぞれの地に住む人びとが先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を育んでいる、多様性に満ちた地域です。

しかしながら、このような自然環境・社会環境は当たり前に存在してきたものではなく、戦後の高度経済成長期に発生し甚大な健康被害をもたらした四日市公害問題に市町、事業者、県民の皆さんと一体となって取り組んできたことをはじめ、三重県全体で環境保全に向けた施策を着実に進めてきた結果として得られたものです。

三重県では、四日市公害への取組における硫黄・窒素酸化物の総量規制や産業廃棄物税の 導入、県内全市町における主要スーパーでのレジ袋有料化導入など、全国に先駆けた取組を含めて、時代に応じた環境施策を、市町、事業者、県民等が一体となって進めてきました。

こうして培われた協創による環境保全への意識は、三重の「文化」であるとも言え、これを引き継ぎ、さらに高めていく視点も重要です。

また、近年においては、地球温暖化対策や資源循環を促進するうえで生じる新たな課題への対応を進めることに加え、愛知県、岐阜県及び名古屋市とともに伊勢湾再生に取り組むなど、広域的な環境問題についても積極的な役割を担っています。

# (2) 今後の地球温暖化対策への取組方針

近年、世界各地で人類がこれまでに経験したことがない、異常気象や災害が発生しています。 県内においても、豪雨災害や熱中症患者の増加、農林水産業への被害など、気候変動の影響と 考えられる事象が顕在化しています。

こうした中、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)では、それまでのパリ協定の長期気温目標と比べ一歩踏み込んだ「気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を追求する」とする合意文書を採択するなど、国際社会が脱炭素に向けたコミットを強力に推し進めており、国においても、地球温暖化対策計画を改定し、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」と気候変動影響を軽減する「適応策」を推進しています。

三重県では、2012年3月に策定した「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、さまざまな 取組を進めてきましたが、こうした状況変化をふまえ、2019年12月に、2050年までに県域から の温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ~脱炭素社会の実現を目 指して~」を宣言し、脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意を示しました。

さらに、この宣言をふまえ、2021年3月に、「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定(2023年3月に改定)し、2050年の目標達成に向けた長期ビジョンを示すとともに、2030年度までの具体的な温室効果ガス削減の取組と気候変動影響への適応策をまとめました。

今後、この総合計画に基づき、温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動による影響を軽減する「適応」を、地球温暖化対策の両輪として施策を推進していきます。

なお、この総合計画については、社会情勢の変化や国の方針等をふまえ、必要に応じて、見直し を行っていきます。

# (3) みえグリーンボンドの発行目的

地球温暖化対策を取り巻く状況変化を背景に、ESG 投資への関心が世界的に高まり、グリーンボンド市場が急成長していることをふまえ、みえグリーンボンドを発行することにより、安定的な資金調達を実現し、地球温暖化対策への取組を着実に実施します。

さらに、みえグリーンボンドを発行し、三重県が地球温暖化対策に率先して取り組む姿勢を明確に示すことで、地方自治体や事業者の ESG 投資に向けた機運醸成を図ります。

# (4) みえグリーンボンドフレームワークについて

みえグリーンボンド発行にあたって、「みえグリーンボンドフレームワーク」を策定し、調達資金の 使途やプロジェクトの選定基準・プロセス、調達資金の管理、レポーティングについて定めました。 本フレームワークは、国際資本市場協会 (ICMA) によるグリーンボンド原則2021及び環境省グリーンボンドガイドライン2022年版との適合性に対するオピニオンを株式会社日本格付研究所から取得しています。

なお、三重県が本フレームワークに基づき発行するグリーンボンドの一般名称を「みえグリーンボンド」とし、正式名称は「三重県市場公募債(グリーンボンド)」とします。

# 2 調達資金の使途

みえグリーンボンド発行により調達した資金は、緩和策として、温室効果ガスの排出削減対策を目的としたクリーンな輸送に関する事業及び再生可能エネルギーに関する事業、グリーンビルディングに関する事業、エネルギー効率に関する事業、吸収源対策を目的とした自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業、生物多様性の保全に関する事業、汚染の防止と管理に関する事業に、また、適応策として、気候変動による農林水産分野への影響の軽減や自然災害の防止を目的とした気候変動への適応に関する事業等に充当します。

調達資金の使途は、ICMA によるグリーンボンド原則2021におけるグリーンプロジェクトの事業区分のうち以下に挙げるものを本県のグリーン適格プロジェクト分類とし、該当するプロジェクトに充当します。対象プロジェクト例は表のとおりです。

## グリーン適格プロジェクト分類

- ・クリーンな輸送 ・再生可能エネルギー ・グリーンビルディング ・エネルギー効率
- ・自然資源・土地利用の持続可能な管理・・生物多様性の保全
- ・ 汚染の防止と管理 ・ 気候変動への適応

## 3 プロジェクトの選定基準・プロセス

プロジェクトの選定にあたっては、「三重県地球温暖化対策総合計画」において示された事業をもとに、総務部及び環境生活部が各部局に調査を行い、環境面での便益を定量的に捕捉することが可能であるか等、適格性の検討を行うことにより選定し、総務部が決定します。

なお、各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、環境に与えるネガティブな影響を及ぼすリスクに対処した上で実施されることを確認します。

## 4 調達資金の管理

## (1)調達資金の紐づけと追跡管理

地方自治法第208条に基づく会計年度独立の原則に基づき、地方公共団体における各会計年度における歳出には、その年度の歳入(地方債により調達された資金を含む)が充てられます。また、個別プロジェクトの充当状況については、総務部財政課と各部局予算決算担当課が連携して、充当状況の把握を行い、発行超過等が起こらないよう、適切に管理します。

こうしたことにより、みえグリーンボンドの発行により調達された資金は、当該会計年度中に適格対象プロジェクトに充当されます。

会計年度の終了時には、適格対象プロジェクトを含む三重県の全ての歳入と歳出について執 行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受けます。その後、決算関係書類 は監査委員の意見を付して県議会に提出され、承認されることになります。

# (2) 調達資金の追跡方法に係る内部統制

みえグリーンボンドの適格対象プロジェクトへの資金充当については、三重県の会計制度に基 づき歳入予算の経理区分で分類するとともに、帳簿上で資金使途と支出額を明示します。

# (3) 未充当資金の管理

未充当資金が発生した場合には充当されるまで、三重県資金運用方針に基づき、現金または 安全性の高い金融資産で運用します。

#### 5 レポーティング

## (1) 資金の充当状況に関する開示

資金を充当したプロジェクト名及び充当金額を、三重県のウェブサイト上で、起債した年度の翌年度に開示します。なお、充当状況について、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示します。

# (2)インパクトレポーティングの開示

資金を充当したプロジェクトの実施により得られた環境改善効果等を盛り込んだインパクトレポーティングについて、三重県のウェブサイト上で、起債した年度の翌年度に開示します。なお、各プロジェクトについて、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示します。

## (3)インパクトレポーティングにおける KPI

環境改善効果を測る KPI としてインパクトレポーティングに盛り込むことを予定しているインパクト指数は、表のとおりです。

| グリーン適格<br>プロジェクト分類   | 対象プロジェクト例  | 目的・効果  | インパクト指数   | 関連する<br>SDGs                                  |
|--|--|--|---|---|
| クリーンな輸送  | 電動車※の導入<br>電気自動車充電設備等の整備   | エネルギー効率に優れる車両を導入すること等により、<br>CO:排出量を削減。                        | 導入件数<br>CO:排出削減量<br>整備実績                            | 12. つくる責任 つかう責任   13. 気候変動に具体的な対策を            |
| 再生可能エネルギー  | 太陽光発電設備等の整備  | 再生可能エネルギーの普及に資する設備等を導入すること<br>等により、CO <sub>2</sub> 排出量を削減。     | 導入件数<br>発電量<br>CO:排出削減量                             | 7. エネルギーをみんなに<br>そしてクリーンに<br>13. 気候変動に具体的な対策を |
| グリーンビルディング   | 県有施設の新築、改修<br>※以下のいずれかの認証を取得(予<br>定を含む)する施設・設備整備<br>・ZEB/Nearly ZEB/ZEB Ready/<br>ZEB Oriented | エネルギー効率に優れる建築物の新築等により、<br>CO <sub>2</sub> 排出量を削減。              | 整備実績<br>エネルギー削減量<br>CO <sub>2</sub> 排出削減量<br>認証取得状況 | II. 住み続けられるまちづくりを<br>I3. 気候変動に具体的な対策を         |
| エネルギー効率  | 県有施設・設備の新築・更新・改修<br>(照明のLED化、空調設備の更新、<br>高断熱化等)  | エネルギー効率に優れる施設・設備の新築・更新・改修<br>を行うこと等により、CO <sub>2</sub> 排出量を削減。 | 整備実績<br>エネルギー削減量<br>CO <sub>2</sub> 排出削減量           | 12. つくる責任 つかう責任   13. 気候変動に具体的な対策を            |
|  | 信号機、道路照明灯の新設・改修<br>(照明のLED化等)  | エネルギー効率に優れる設備の新設・改修すること<br>等により、CO <sub>2</sub> 排出量を削減。        | 整備実績<br>エネルギー削減量<br>CO <sub>2</sub> 排出削減量           | 12. つくる責任 つかう責任   13. 気候変動に具体的な対策を            |
| 自然資源及び土地利用の<br>持続可能な管理<br>生物多様性の保全<br>汚染の防止と管理<br>気候変動への適応 | 沿岸浅海域における藻場造成  | 藻場造成により、COzの吸収・固定のほか、<br>水質浄化機能の回復、<br>水産資源の生息場の環境改善を図る。       | 藻場造成面積<br>CO <sub>2</sub> 吸収量<br>窒素吸収量              | 13. 気候変動に具体的な対策を<br>  14. 海の豊かさを守ろう           |
| 自然資源及び土地利用の<br>持続可能な管理                                     | 森林整備<br>(林道の整備等)   | 林道の整備等による森林整備により、森林管理を推進し、<br>森林の多面的機能発揮を促進。                   | 森林整備実績<br>林道整備の距離                                   | 13. 気候変動に具体的な対策を    15. 陸の豊かさも守ろう             |
|  | 森林・林業を担う人材育成のための<br>環境整備   | 林業人材の育成等により、安定的な森林の整備を行うこと<br>で、森林資源の適正な育成と維持・増進を促進。           | 森林・林業を担う<br>林業人材育成人数                                | 12. つくる責任 つかう責任   13. 気候変動に具体的な対策を            |
|  | 環境保全型農業の推進<br>(有機農業の推進等)   | 環境保全型農業による有機炭素を含む土壌の活用により<br>地球温暖化の防止を図る。                      | 環境保全型農業面積   | 13. 気候変動に具体的な対策を<br>  15. 陸の豊かさも守ろう           |
| 自然資源及び土地利用の<br>持続可能な管理<br>エネルギー効率                          | 県産材による建築物の木造・木質化   | 木材利用により炭素を固定することでCOz排出量を削減。                                    | 整備実績  | 13. 気候変動に具体的な対策を<br>  15. 陸の豊かさも守ろう           |

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

| グリーン適格<br>プロジェクト分類 | 対象プロジェクト例  | 目的・効果   | インパクト指数  | 関連する<br>SDGs                                       |
|--------------------|--|---|--|--|
| 気候変動への適応           | 農林水産分野への対応<br>農産物品種や農産物生産技術の開発<br>病害虫対策等<br>(イチゴ、カンキツ、水稲、麦、大豆等)<br>水産業研究施設機器整備費<br>(アコヤガイ等)<br>調査船の設計・建造<br>水産動植物の種苗生産施設整備 | 気候変動の影響を受ける農林水産分野における適応策を<br>推進することにより、産業の持続可能性を確保。   | 整備された施設・機器整備件数<br>品種開発数<br>農産物生産技術開発研究数<br>種苗生産が継続的になった水産<br>動植物の種類数 等 | 13. 気候変動に具体的な対策を<br>14. 海の豊かさを守ろう<br>15. 陸の豊かさも守ろう |
|                    | 水害対策<br>治水ダムの建設、河川の改修<br>(堤防の改修、河道掘削等)<br>河川の堆積土砂撤去等   | 治水ダムを建設し、家屋や公共施設等を洪水から守る。<br>護岸整備や河道掘削又は堆積土砂撤去を行うことで、<br>洪水の発生を軽減。                            | 実施したプロジェクトの<br>箇所名・箇所数等<br>洪水被害を回避できる<br>地域・家屋数等                       | 住み続けられるまちづくりを<br>   13. 気候変動に具体的な対策を               |
|                    | 高潮・高波対策<br>海岸保全施設及び漁港施設の改修   | 堤防嵩上げ等の海岸整備を行い、高潮・高波による<br>背後地の浸水被害を低減。<br>防波堤の嵩上げ等により高潮・高波による漁港施設<br>及び漁船等への被害を低減。           | 実施したプロジェクトの<br>箇所名・箇所数等<br>整備延長距離・防護面積・<br>防護人口の増加量等                   | .住み続けられるまちづくりを<br>  3.気候変動に具体的な対策を                 |
|                    | 土砂災害対策<br>砂防事業関係施設の整備<br>治山対策<br>(治山施設の整備・改修、保安林の整備)<br>道路(法面)整備   | 砂防堰堤・擁壁等の整備を行い、土砂災害から家屋を守る。<br>治山施設の整備等により、土砂災害から家屋を保全。<br>道路整備により、災害時における人員や物資等の交通輸送を<br>確保。 | 実施したプロジェクトの<br>箇所名・箇所数等<br>土砂災害保全戸数                                    | II. 住み続けられるまちづくりを<br>  I3. 気候変動に具体的な対策を            |
|                    | <b>農地防災対策</b><br>農業用水の確保・利活用対策<br>農業用ため池の整備<br>排水機場の整備   | 渇水や集中豪雨・洪水等の対策を行うことで、<br>農村地域における集中豪雨等による被害を防止・軽減。  | 実施したプロジェクトの<br>箇所名・箇所数等  | II. 住み続けられるまちづくりを<br>I3. 気候変動に具体的な対策を              |
|                    | 道路交通対策<br>道路(橋梁)整備<br>無電柱化の推進  | 道路整備や無電柱化の推進により、災害時における人員や物<br>資等の交通輸送を確保。  | 実施したプロジェクトの<br>箇所名・箇所数等  | II. 住み続けられるまちづくりを<br>I3. 気候変動に具体的な対策を              |
|                    | 情報収集・伝達対策<br>迅速な避難に資する情報提供<br>システムの整備・改修   | 激甚化、頻発化する風水害などの自然災害に対し、<br>迅速な情報提供を行うことで被害防止を図る。  | 実施したプロジェクトの<br>箇所名・箇所数等  | 住み続けられるまちづくりを<br>   13.気候変動に具体的な対策を                |

## (参考)三重県地球温暖化対策総合計画(2021年3月策定・2023年3月改定)の概要

2020年度までを計画期間とする「三重県地球温暖化対策実行計画」(2012年3月策定) を改定するとともに、現在及び将来の気候変動影響による被害の防止・軽減に向けた適応策を 新たに盛り込んだ総合計画。

## Ⅰ 計画の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画として位置付けるとともに、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置付けます。

また、「強じんな美し国ビジョンみえ」と整合を図り、「三重県環境基本計画」の個別計画として、基本方針やめざすべき姿をふまえたものとします。

## 2 2030 年度に三重県がめざす姿

この計画の目標年度である 2030 年度には、脱炭素社会の実現につながる高度な低炭素 社会が構築されている必要があり、県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識 したうえで、その途上にある持続可能な社会の構築に向けて行動することが重要です。

このため、この計画において三重県がめざす姿を『県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動 する持続可能な社会』とし、その実現に向けた取組を推進します。

# 3 基本的な方向

- (1)温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、気候変動対策の両輪として施策を推進します
- (2) SDGs の観点をふまえた環境、経済、社会の統合的向上をめざします
- (3) さまざまな主体 (県民、事業者、金融機関、民間団体、教育・研究機関、他の地方公共団体等) との協創を重視します
- (4) 新型コロナウイルス危機からの復興を気候変動対策とともに進めます

# 4 削減目標

2030年度における三重県の温室効果ガス排出量について、排出削減・吸収量の確保により、2013年度比で47%削減を目標として掲げています。

また、三重県庁における事務・事業の実施により排出される温室効果ガスについて、2030年度までに 2013 年度比で52%削減することをめざします。